

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

Table with columns for '変更等があった事項' (Changes/Items), '法人に関する変更' (Changes related to the corporation), '事業所に関する変更' (Changes related to the facility), '加算 ※注5' (Addition), '休止' (Suspension), '再開' (Resumption), and '廃止' (Termination). Rows include items like '変更届出書', '運営規程', '法人の登記事項証明書', '従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表', '誓約書', '事業所一覧', '資格証明書', '併合・雇用契約書', '介護給付費算定に係る体制等に関する届出書', '介護給付費算定に係る体制等状況一覧表', '介護老人保健施設(基本型・在宅型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書', '車検証の写し', '口腔通気強化加算に関する届出書', '認知症専門ケア加算に係る届出書', '生産性向上推進体制加算に関する届出書', 'サービス提供体制強化加算に関する届出書', 'サービス提供体制強化加算計算書', '病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出書', '担当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し', '再開届出書', '廃止・休止届出書', '事業再開に向けての取組状況を記載した書類', '利用者の引継ぎ状況が分かる書類', '利用者の引継ぎ状況が分かる書類', '指定(更新)通知書の原本', '業務管理体制に係る届出書'.

注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。
注2) 兼務関係・住所の変更も届出が必要。運営規程に兼務関係を記載している場合は、変更した運営規程も添付してください。
注3) この一覧に記載の書類に加えて提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における建物の建築基準法及び消防法の適合確認について(ID:1038890)」を参照してください。
注4) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業者の「員数」の取り扱い(ID:1038883)」を参照してください。
注5) この一覧に記載の必要書類とともに、各加算の別紙に記載の添付書類を提出してください。
注6) 市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算について(ID:1074493)」を確認してください。
注7) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。
注8) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表等とともに添付してください。変更前の運営規程を添付する場合は、変更箇所をマーカーで引く等、変更箇所が分かるようにしてください。なお、変更が生じない場合は添付する必要はありません。
注9) 人員の変更時は変更日から4週間前、加算の届出時は各加算の別紙に記載されている該当月(加算の別紙がない場合は算定開始月)の勤務表を提出してください。
注10) テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準を適用する場合においては、別紙「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(ユニット型を除く)」に係る届出書を添付してください。
注11) 介護予防サービスを行っていない場合は別紙①を、介護予防サービスを行っている場合は別紙①、②を添付してください。なお、住所及び氏名(姓・名)の変更のみの場合は、添付する必要はありません。
注12) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一言市の指定を受けているすべての事業所の一覧を添付してください。
注13) 施設等の区分が介護老人保健施設(Ⅳ)又はユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)に該当する場合は、提出不要です。
注14) 市ウェブサイト「業務管理体制について(ID:1038877)」を確認してください。
注15) 業務管理体制の届出先が変更となる場合のみ添付してください。